

はぐくもKYOTO

子育て応援

パンフレット

京都市



子育て支援ポータルサイト「はぐくもKYOTO」

はぐくもKYOTOは京都市の子育てに関する行政サービスをみなさんに紹介するナビゲーターです。ぜひ使いこなして、まわりのお友達にも、シェアしてください。

PCでもスマホでも！▶はぐくも京都▶▶



京都市
CITY OF KYOTO

届出

健康

おかね

あずける

学ぶ・出かける

相談する

病院・救急



京都はぐくみ憲章

子どもを共に育む京都市民憲章

わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、慈しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを大切にして、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、京都市民の使命です。大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、子どもを見守り、褒め、時には叱り、共に成長していくことが求められます。そして、子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちを脅かすものに対して、毅然とした態度で臨む必要があります。わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆を結び、共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。

わたくしたちは、

- 一 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 一 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 一 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 一 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 一 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 一 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。

平成19年2月5日（育児ニコニコ笑顔の日）制定
3月13日 京都市会が憲章推進を決議

この憲章の理念が浸透し、社会のあらゆる場で実践行動が広がるよう、平成23年4月、
「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を施行しました。

ごあいさつ



京都市長 松井孝治

子どもを地域で育てる「はぐくみ文化」が息づく京都には、優れた子育て、教育環境があります。

京都市としても、子どもや子育て世代の方々の健康をはじめ、居場所づくりや、公園の魅力向上など、京都のポテンシャルを生かしながら、更なる子育て環境の充実に取り組んでまいります。

この「応援パンフレット」には、将来にわたって子どもたちの幸せを願う気持ちが詰まっています。ぜひ、ご活用ください。

SNSで「はぐくみアクション」を日々投稿しています！

京都市公式
子育て情報
はぐくも
KYOTO

子どもを健やかで心豊かに育むための市民ぐるみの取組や、広報紙「あつまれ！みやこ京わくわくのトビラ」に掲載している子育てに関わる幅広い情報など、

京都はぐくみ憲章の理念のもと実践している行動「はぐくみアクション」をSNS（Facebook・X・Instagram）で日々発信しています。



京都市の子育てお役立ち情報や
親子で楽しめるイベント情報などがもりだくさん！



はぐくもKYOTO

子育て応援パンフレット

もくじ

届出

- 妊娠・出産に関する届出 5

健康

- お母さんの健康 6
- お子さんの健康 6
- お子さんの予防接種 7
- 産前・産後の訪問等支援 8

おかね

- 妊娠・出産に関するお金などのサポート 9
- 子育て中の方へのお金などのサポート 10
- ひとり親の方へのお金などのサポート 11
- 未熟児・障がい・難病のお子さんへのお金などのサポート 12

あずける

- 教育・保育サービスの利用にあたって 14
- 定期的に利用する教育・保育サービス 15
- 必要に応じて利用できる保育サービス 17

学ぶ・出かける

- 妊娠出産・子育てに役立つ教室・講座 18
- 親子で楽しめるイベント・催し 19
- 親子で使える施設・スペース 20

相談する

- 妊娠出産・子育てに関する相談先 22

病院・救急

- 妊娠出産・子育てに関する病院と救急連絡先 30



		妊娠前期	妊娠後期	出産	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学生
健康	届出 妊娠・出産に関する届出	妊娠の届出・母子健康手帳の交付 P.5										
	お母さんの健康	妊産婦健康診査 P.6 成人・妊婦歯科相談（口腔機能相談） P.6										
	お子さんの健康	先天性代謝異常等検査 P.6 新生児聴覚検査 P.6 / 1か月児健康診査の費用助成 P.7 乳児健康診査（4か月児・8か月児） P.7 乳幼児歯科相談 P.7 1歳6か月児健康診査 P.7 3歳児健康診査 P.7 フッ化物歯面塗布事業 P.7										
	お子さんの予防接種	定期予防接種 P.7										
	産前・産後の訪問等支援	こんにちはプレママ事業（妊婦訪問） P.8 未熟児養育指導 P.8 新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業） P.8 スマイルママ・ホッと事業（産後ケア） P.8 第三子以降等産前産後ヘルパー派遣事業 P.8 育児支援ヘルパー派遣事業 P.8										
おかね	妊娠・出産に関するお金などのサポート	入院助産制度 P.9 出産応援ギフト P.9 出産育児一時金 P.9										
	子育て中の方へのお金などのサポート	子育て応援ギフト P.10 子ども医療費支給制度 P.10 / 児童手当 P.10 / 市営住宅入居者公募 P.10 若者・子育て応援住宅 P.10 京都安心すまい応援金 P.10										
		就学援助制度 P.10										
あずける	定期的に利用する教育・保育サービス	認可保育園 P.15 / 認定こども園 P.15 地域型保育（小規模保育、家庭的保育等） P.15 認可外保育施設 P.15 / 企業主導型保育 P.16 夜間保育 P.16 幼稚園 P.15 トワイライトステイ P.17										
	必要に応じて利用できる保育サービス	時間外保育 P.17 / 一時預かり（一時保育） P.17 / 休日保育 P.17 / 病児・病後児保育 P.17 市立幼稚園での預かり保育 P.17 ショートステイ P.17 ファミリーサポート事業 P.17										
学ぶ・出かける	妊娠・出産・子育てに役立つ教室・講座	親子の健康づくり講座（プレママ・パパ教室） P.18 マタニティクッキング P.18 京都版ブックスタート事業 P.18 親子の健康づくり講座 P.18 離乳食講習会 P.18 わんぱくクッキング P.18										
	親子で楽しめるイベント・催し	ほっこり子育てひろば P.19 乳幼児親子のつどいの広場 P.19 / 図書館の子ども向けイベント P.19 保育園・幼稚園の園庭開放 P.19 / 未就園児親子登園 P.19 子ども食堂等の子どもの居場所 P.19										

京都市では
子育て支援制度が充実。
お気軽にご利用・
ご相談ください！

学童クラブ P.16
放課後ほっと広場事業 P.16
地域学童クラブ事業 P.16
放課後まなび教室 P.16

健康



詳しくは
はぐくも
KYOTO
Webサイトへ



お母さんの健康

♥ 妊産婦健康診査

妊産婦さんやおなかのお子さんの健康状態を定期的に確認する健康診査です。出産までに14回、出産後に1回ほど受診するのが望ましいとされていますが、病気ではないことから健康保険が適用されないため、経済的な負担を軽くするために健診費用の助成を行っています。

♥ 里帰り出産等に伴う妊産婦健康診査の費用助成（償還払い）

京都市にお住まいの妊産婦さんが、里帰り出産などで京都市が委託する医療機関以外で妊産婦健康診査を受診した場合、その健診にかかった費用の一部を償還払い（後払い）します。

♥ 妊娠高血圧症候群等対策

京都市にお住まいで、胎児の発育不全や母体に後遺症を残すなどの可能性がある妊娠高血圧症候群等にかかっている妊産婦さんを対象に、保健師や助産師、看護師などによる訪問指導を行っています。

♥ 成人・妊婦歯科相談（口腔機能相談）

京都市にお住まいの妊産婦の方や18歳以上の方を対象に、各区役所・支所保健福祉センターで、むし歯や歯周病など、口腔疾患の早期発見のために、歯科健診や歯科相談、歯科保健指導を行っています。妊産婦の方には、妊娠中および産後の歯と口の健康づくりや赤ちゃんのための歯科保健指導も行っています。

お子さんの健康

♥ 先天性代謝異常等検査

生後4～6日の新生児が対象で、先天性の代謝異常や内分泌疾患を早期に発見するための検査です。早期に発見し、適切な治療を続ければ、障害などの発生を未然に防ぐことができます。

♥ 新生児聴覚検査の費用助成

生後28日以内のすべてのお子さん1人につき、聴覚検査1回にかかる費用を一部助成します。母子健康手帳交付の際に受診券をお渡しします。

届出



詳しくは
はぐくも
KYOTO
Webサイトへ



妊娠・出産に関する届出

☒ 妊娠の届出・母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら届出をしてください。届出の際にお渡しする母子健康手帳は、お母さんの妊娠からお子さんの誕生、そしてお子さんが18歳になるまでの、母と子の健康の記録となります。予防接種や健康診査などの際に必要となるものです。

☒ 出産前後の国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者が出産した場合には、出産予定月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。この免除期間は、年金額を計算する際、保険料を納めた期間として扱われます。

☒ 出産前後の国民健康保険料免除

国民健康保険の被保険者が出産した場合には、出産前後の一定期間について、保険料（当該被保険者の所得割額および均等割額のみ）が免除されます。

※国民健康保険料が最高限度額に達している世帯については、当該制度の適用後も引き続き最高限度額を超え、保険料の減額がされない場合があります。

☒ 出生届

出生届を出すことで、生まれてきたお子さんの氏名などが戸籍や住民票に記載されます。本籍地や届出人の所在地、出生地の市区町村役場（京都市の場合は区役所・支所市民窓口課および出張所）で受け付けています。生まれた日を含めて14日以内に届出をしてください。

☒ 出生通知書

お子さんが生まれたら、母子健康手帳の交付時にお渡しした出生通知書（はがき）を記入して、郵送または提出してください。この通知をもとに、母子を訪問する新生児等訪問指導事業（こにちは赤ちゃん事業）（p.8）を実施しています。

☒ 国民健康保険の加入

お子さんが生まれたら、生まれた日も含めて14日以内にお子さんの健康保険の加入手続きをしてください。京都市国民健康保険に加入している世帯にお子さんが生まれた場合は、京都市で国民健康保険の加入手続きを行います。

☒ マタニティマーク

マタニティマークとは、妊婦にやさしい環境づくりの一環として考えられたものです。京都市では、妊娠届の届出の際に、母子健康手帳とともにマタニティマーク入りのプレママバッジをお渡ししています。

♥ 乳幼児健康診査

お子さんの発育・発達状況の確認や、病気の早期発見・早期治療につなげることを目的として実施しています。問診・身体計測・診察・保健指導のほか、育児・栄養・歯科などに関する相談も行っています。

1か月児健康診査：生後27日以降～生後6週に達しない期間

※医療機関で1か月児健康診査を受診した乳児を対象に、受診費用を助成します（乳児1人につき1回まで）。長期入院などで、やむを得ず期間内に受診できなかった場合は、この限りではありません。母子健康手帳交付の際に受診券をお渡しします。

4か月児健康診査：生後4か月 **8か月児健康診査：**生後8か月～1歳未満

1歳6か月児健康診査：1歳6か月～2歳未満 **3歳児健康診査：**3歳7か月～4歳未満

※各区役所・支所子どもはぐくみ室および京北出張所（4か月児・8か月児健康診査のみ実施）において集団健診で実施しています。

♥ 乳幼児歯科相談

京都市にお住まいの0歳～就学前のお子さんを対象に、各区役所・支所子どもはぐくみ室で、歯科健診や歯科相談、歯科保健指導を行っています。むし歯だけではなく、お口の状況やお手入れ方法など、お口に関して心配なこと、困ったことのある方は、お気軽にご利用ください。

♥ フッ化物歯面塗布事業

むし歯予防のためのフッ化物歯面塗布を1回分無料で受けられます。2～3歳のお子さん（2歳の誕生日から4歳の誕生日の前日まで）を対象に指定医療機関で実施しています（母子健康手帳に添付された受診票が必要）。



お子さんの予防接種

♥ 定期予防接種

予防接種には、法令で定められた定期予防接種と本人が希望して行う任意予防接種があります。定期予防接種は、定められた対象年齢や接種間隔で接種した場合は、公費助成により無料で受けられます。

♥ 任意予防接種

任意予防接種でお子さんが接種できるワクチンは、おたふくかぜ、インフルエンザなどがあります。接種については、かかりつけ医とご相談ください。なお、任意予防接種は自由診療（保険外診療）のため、費用は病院によって異なります。

産前・産後の訪問等支援

♥ こんにちはプレママ事業（妊婦訪問）

初妊婦さんなどを対象に、保健師や助産師などがご家庭を訪問し、妊婦さんの健康状態の確認や必要な保健指導、妊娠期間中や出産後の不安や悩みについての相談などを行います。

♥ 未熟児養育指導

低出生体重児など未熟児とその家族を対象に、保健師や助産師がご家庭を訪問し、健康状態の確認や必要な保健指導、不安や悩みについての相談などを行います。出生通知書をもとにご訪問しますので、お申し込みは必要ありません。

♥ 新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までのお子さんのいるすべてのご家庭を訪問し、お子さんの体重測定や健康状態の確認、お母さんの産後の体調や生活、育児等についての相談、子育て支援に関する情報提供などを行います。出生通知書をもとにご訪問しますので、お申し込みは必要ありません。

♥ 第三子以降等産前産後ヘルパー派遣事業

第三子以降のお子さん、または多胎児を出産される前後で、家事や育児を行うことが困難なときに、昼間、家事や育児を手伝える人がいない方を対象にヘルパーを派遣し、子育てを支援します。

♥ 育児支援ヘルパー派遣事業

産後（概ね1年程度）の体調不良や育児不安を抱えるご家庭などに、家事や育児の援助を行うヘルパーを派遣し、安心して子育てができるようお手伝いします。

♥ スマイルママ・ホッと事業（産後ケア事業）

産科医療機関や助産所などでの産後ショートステイや産後デイケアを通じて、助産師など専門職によるお母さんの心身のケアや育児サポートなどを行います。身近な地域で安心して育児を開始し、子どもを健やかに育むことができるよう支援しています。

おかね



詳しくは
はぐくも
KYOTO
Webサイトへ



妊娠・出産に関するお金などのサポート

出産応援ギフト

妊娠届出時の面談後、出産応援ギフト（妊婦1人当たり5万円）の申請についてご案内します。
※出産応援ギフトの支給には、必ず妊婦ご本人と保健師等との面談が必要です。

不妊治療費助成制度（一般不妊治療費等助成事業）

保険適用で不妊治療を受けているご夫婦を対象に、その不妊治療に要した医療費の一部を助成します。令和4年度から保険適用となった体外受精、顕微授精、男性不妊治療や先進医療を受けた場合の医療費も助成対象です。

不育症治療費助成制度

保険適用で不育症治療（検査）を受けているご夫婦の経済的負担の軽減を目的として、その不育症治療（検査）に要した医療費の一部を助成します（自己負担額の2分の1、1回の妊娠につき1人当たり上限10万円）。

不育症検査費用助成事業（先進医療に限る）

先進医療に位置付けられた不育症検査に要する費用の一部を助成します（1回の検査費用の7割、1回につき上限6万円）。

入院助産制度

必要があるにもかかわらず、経済的な理由で病院や助産所に入院できない妊産婦の方を対象に、助産施設（指定病院）で出産していただくための制度です（事前に申請が必要です）。

出産育児一時金

健康保険に加入している方が出産したときに支給されます。金額や申請方法は加入している健康保険にご確認ください。

※京都市国民健康保険の場合、金額は出生児1人につき50万円で、産科医療補償制度の対象とならない場合は48万8千円です。また、主に直接支払制度（京都市国民健康保険から医療機関等へ直接支払われる制度）による申請となります。

子育て中の方へのお金などのサポート

子育て応援ギフト

新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）（p.8）での面談後、子育て応援ギフト（お子さん1人当たり5万円）の申請についてご案内します。
※子育て応援ギフトの支給には、必ず保健師等との面談が必要です。

子ども医療費支給制度

中学生までのお子さんが病気やけがなどにより健康保険を使って医療機関を受診した場合、保険診療の自己負担分（2割または3割）の一部を所得制限なしで助成します。

自己負担額の上限 0歳～小学生：入院・通院ともに1医療機関につき月200円

中学生：入院は1医療機関につき月200円、通院は月1500円

児童手当

高校生までのお子さんを養育している方に児童手当を支給します。支給額は、お子さんの年齢や人数により異なります。

若者・子育て応援住宅（愛称「こと×こと」）

市営住宅の空き住戸を若者・子育て世帯の住宅支援として活用しています。市営住宅を民間事業者に貸し付け、民間事業者が若者・子育て世帯向けに整備し、安価に提供する全国初の取組です。

市営住宅入居者公募（子育て世帯優先住宅）

市営住宅入居者公募を年4回（4・6・9・12月）実施しています。その中で、一般住宅の申込資格を備え、かつ、現に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども（中学修了前）を扶養している親子世帯または、20歳未満の子どもを3人以上扶養している親子世帯が申し込める区分です。

就学援助制度

お子さんが京都市立小・中・義務教育学校へ就学するに当たり、経済的な理由でお困りの保護者の方に対し、学用品費や給食費などを援助します。なお、受給にあたっては所得などに基づく審査があります。



京都安心すまい応援金 令和6、7年度の2箇年限定

未就学のお子さんのいる世帯が、既存住宅を購入し、その後、リフォーム工事を実施して、暮らし始める場合に、最大200万円の応援金を交付し、子育て世帯の「京都に住むっ！」を応援します。



▲詳しくは

ひとり親の方へのお金などのサポート

児童扶養手当

18歳になって以降、最初の3月31日まで（法令で定める障害の状態にある場合は20歳になるまで）のお子さんを監護・養育している方を対象に手当を支給します。所得やお子さんの人数によって手当額が異なります。

ひとり親家庭等医療費助成

18歳になって以降、最初の3月31日までのお子さんを扶養している、ひとり親家庭の母親または父親とのお子さん、両親のいない児童などの世帯の医療費を助成します。

母子父子寡婦福祉資金

ひとり親家庭などのお子さんの就学、就職、または知識技能の習得などに必要な資金や、お母さんまたはお父さんなどが経済的に自立し安定した生活を送るために必要な資金を貸し付けます。

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭のお母さんまたはお父さんが、就職に役立つ技能や資格の取得のために、指定された教育訓練講座などを受講し修了した場合、支払った受講料の一部を支給します。

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭のお母さんまたはお父さんが、看護師や保育士・民間資格など就業に結びつきやすい資格を取得するために、養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業する場合に支給します。また、カリキュラム修了後には、修了支援給付金を支給します。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

ひとり親家庭のお母さんまたはお父さんで、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方を対象に、入学準備金・就職準備金を貸し付けます。

JR 通勤定期乗車券割引制度

児童扶養手当（p.11）の支給を受けている方とその家族の方で、通勤のためにJR通勤定期乗車券を必要とする方は3割引で購入することができます。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭のお母さんかお父さん、またはお子さんが、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して、民間事業者などが実施する対策講座を受講する場合に受講費用の一部を支給します。

ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

母子・父子自立支援プログラムの策定を受けて、自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の方が居住されている住宅の「家賃」を補助する貸付です。

ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭または寡婦家庭で、通学や就職活動などの自立促進に必要な場合や、病気や看護または冠婚葬祭や学校行事などの社会的な理由で、一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣しサポートを行います。

ひとり親家庭の市営住宅優先入居

特に住宅に困っているひとり親家庭の方に対して、市営住宅に優先的に入居できる制度を実施しています。

※お子さんが20歳未満の家庭に限ります。

未熟児・障がい・難病のお子さんへのお金などのサポート

未熟児養育医療の給付

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院して養育を受ける必要があると医師が認めた1歳未満のお子さんを対象に、その治療に必要な医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。

特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある20歳未満のお子さんを養育している方に、障害の程度に応じた手当を支給します（所得制限があります）。

障害児福祉手当

精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満のお子さんに対して手当を支給します（所得制限があります）。

自立支援医療（育成医療）

身体に障害がある、または将来障害を残すと認められる疾患がある18歳未満のお子さんで、手術などの治療によって確実に効果が期待できる場合に、その治療に必要な医療費（保険診療の自己負担分）の一部を助成します。

自立支援医療（精神通院医療）

統合失調症やうつ病などの精神疾患により精神医療を続ける必要がある場合に、通院のための医療費（保険診療の自己負担分）の一部を助成します。

小児慢性特定疾病医療費の助成

厚生労働大臣が定める慢性疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とするお子さんを対象に、医療費（保険診療の自己負担分）の一部または全額を助成します（認定基準があります）。

特定医療費（指定難病）の助成

症例数が少なく、原因不明で治療方法が確立しておらず、生活面への長期にわたる支障がある疾患のうち、厚生労働省が指定する特定の疾患に係る医療費（保険診療の自己負担分）の一部または全額を助成します（認定基準があります）。

難聴児補聴器助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の18歳未満の難聴児の方を対象に、補聴器の購入に必要な費用の一部を助成します。

補装具費の支給（購入、借受け、修理）

身体障害や難病などによる障害のある部分を補って、日常生活を容易にするための補装具の購入・借受け・修理費を支給します（一部自己負担あり）。

日常生活用具の給付

重度の障害のある方が日常生活を営むうえでの不便を解消し、自立して生活を営むことを容易にするための日常生活用具の購入や住宅改修費用を支給します（一部自己負担あり）。

結核児童療育給付

骨関節結核およびその他の結核にかかっている18歳未満のお子さんが、指定療育機関に入院する場合、その費用（医療費、食事療養費、学用品費など）を公費負担します。

総合育成支援教育就学奨励費

京都市立小・中・義務教育学校の育成学級に在籍するお子さんや、普通学級に在籍し、総合支援学校に通う程度の障害があるお子さんなどの保護者の方に、学用品費や給食費などの一部を補助します。ご家庭の経済状況などにより、支給費目や支給額が異なります。

児童発達支援

主に障害のある就学前の児童が、通所し、療育支援を受ける障害福祉サービスです。利用にあたっては、児童福祉センターによるサービスの支給決定が必要となります。

放課後等デイサービス

小学校・中学校または高校等に就学中の障害のある児童が、放課後や長期休暇中に通所し、療育等の支援を受ける障害福祉サービスです。利用にあたっては、児童福祉センターによるサービスの支給決定が必要となります。

あずける



詳しくは
はぐーも
KYOTO
Webサイトへ



教育・保育サービスの利用にあたって

子どものための教育・保育給付認定（1号・2号・3号）

新制度による給付を受ける幼稚園や認可保育園、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育など）を利用するには、お子さんの年齢や保育の必要性の有無、保育の必要量に応じた認定を受ける必要があります。また、企業主導型保育事業所（地域枠）については、保育の必要性の認定を受けることで、「幼児教育・保育の無償化」（p.14）による助成を受けられます（地域枠を利用する0～2歳児の場合は、非課税世帯が無償化の対象です）。

子育てのための施設等利用給付認定（新1号・新2号・新3号）

私学助成対象の幼稚園や認可外の保育施設、幼稚園の預かり保育や一時保育などの利用料について、「幼児教育・保育の無償化」（p.14）による助成を受けるには、お子さんの年齢や世帯の課税状況、保育の必要性などに応じて、「施設等利用給付」の認定を受ける必要があります。施設・サービスにより、無償化の適用有無、内容が異なります。

幼児教育・保育施設の保育料

新制度による給付を受ける幼稚園、認可保育園、認定こども園などの施設や、地域型保育事業（小規模保育など）の保育料は、京都市が認定区分ごとに所得状況や利用時間などに応じて定めています。それ以外の私学助成の幼稚園や認可外保育施設などの利用料は、施設ごとに定められています。

幼児教育・保育の無償化

3歳児（年少）から5歳児（年長）クラスのお子さん、および住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスのお子さんを対象に、幼児教育・保育の無償化を実施しています。無償化の内容は、利用する施設・サービスごとに異なります。

多子世帯・ひとり親世帯・障害児（者）のいる世帯の保育料軽減

保育園などを利用するお子さんのうち、多子世帯やひとり親世帯、在宅障害児（障害者）のいる世帯などの保育料を軽減しています。



定期的に利用する教育・保育サービス

認可保育園の利用について

保育所には、国が定めた設置基準を満たし、京都市から認可された保育所と、それ以外の保育所があります。京都市には現在、公立の認可園と私立の認可園があります。

認可保育園の利用には、お住まいの地域の区役所・支所子どもはぐくみ室へ教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）の申請と、保育申込が必要です。

地域型保育（小規模保育、家庭的保育等）の利用について

3歳未満のお子さんを対象に、地域の保育ニーズに合わせたサービスを実施するもので、京都市には現在、以下の保育サービスがあり、利用にはお住まいの地域の区役所・支所子どもはぐくみ室へ教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）の申請と、保育申込が必要です（事業所内保育事業所の従業員枠は園に直接申込）。

[小規模保育] 利用定員6～19人の小規模な保育施設で0～2歳児のお子さんを対象に、家庭的保育に近い雰囲気、きめ細かな保育を行います。

[家庭的保育] 市が認めた家庭的保育者や家庭的保育補助者が、少人数（定員5人以下）を対象に、保育者の自宅などで家庭的な雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

[事業所内保育] 企業や病院などが従業員に対して仕事と子育ての両立支援策として実施するもので、地域のお子さんも受け入れて、一緒に保育を行います。

認定こども園の利用について

認定こども園とは、保育サービスを提供する「保育園機能」、幼児教育を提供する「幼稚園機能」、相談や交流の場を提供する「子育て支援機能」を併せ持つ施設で、「保育園機能」「幼稚園機能」の利用には教育・保育給付認定を受ける必要があります。「保育園機能」利用の場合は、お住まいの地域の区役所・支所子どもはぐくみ室へ保育申込が必要です。

幼稚園の利用について

幼稚園とは、学校教育法に基づき、満3歳から小学校就学前までのお子さんに幼児教育を提供する施設（学校）です。1日4時間の教育を標準とし、小学校や中学校のように夏休みや春休みなどもありますが、多くの園で教育時間終了後や長期休暇中の預かりも行っています。市内には現在、私立と公立の幼稚園があり、いずれも「幼児教育・保育の無償化」の対象です。

認可外保育施設の利用について

認可外保育施設とは、公的助成の有無や事業規模などにかかわらず、児童福祉法、もしくは認定こども園法に基づく認可を受けていない、お子さんを預かる施設・サービスの総称です。利用する際は、保護者自身の目で直接確認し、十分な説明を受け、納得したうえで選ぶことが大切です。

企業主導型保育の利用について

従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業を支援し、また待機児童対策への貢献を目的とした、内閣府が管轄する事業です。法的には認可外保育施設ですが、国の助成で利用料も認可園並みの水準です。利用には保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）を受ける必要があります。

夜間保育

夜間の保育需要に対応できるよう、市内に8か所の夜間保育所を設置しています。保育標準時間は11～22時（11時までは時間外保育）で、定員は保育所ごとに20人または30人です。

障害児保育

集団保育が可能で心身に障害のあるお子さんを、健常児と一緒に保育し、相互の健全な育成を図ります。

学童クラブ

保護者の仕事などにより昼間留守になるご家庭の小学生を対象に、児童館・学童保育所で放課後の遊びや生活の場を提供し、お子さんの健全育成を図っています。

放課後ほっと広場（学童クラブ機能）事業

児童館等による学童クラブ事業を実施していない地域で、保護者の仕事などにより昼間留守になるご家庭の小学生を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供し、健全育成を図るために、小学校内で「学童クラブ機能」を有する事業を実施しています。

地域学童クラブ事業

児童館等による学童クラブ事業を実施していない地域で、保護者の仕事などにより昼間留守になるご家庭の小学生を対象に、民間の社会福祉法人などが京都市から助成を受けて学童クラブ事業を実施しています。

放課後まなび教室

学校の余裕教室などを活用し、地域や保護者、学生などがボランティアとして参画し、放課後の子どもたちに学習の習慣づけを図る「自主的な学びの場」と「安心・安全な居場所」を提供する取組です。放課後まなび教室実行委員会に委託し、京都市立の全小学校で実施しています。

マイ保育園・こども園、マイ幼稚園事業

保育園や幼稚園等に通っていない未就園児を含めた子育て家庭（妊娠中の方を含む）を対象に、身近な保育園や幼稚園等が「かかりつけ園」となり、保育士や幼稚園教諭などの専門職による育児相談などの子育て支援を実施する取組です。

こども誰でも通園制度

0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、月一定時間（令和6年度は月10時間）までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用（通園）できる制度です。

必要に応じて利用できる保育サービス

☺ 時間外保育

保護者の勤務時間などにより、認定を受けた時間帯を超えて保育が必要なお子さんを対象に、延長保育を実施しています。施設と保護者として利用時間・方法を決定し、通常の保育料とは別に利用料が必要です。

☺ 市立幼稚園での預かり保育など

市立幼稚園では、教育時間の開始前や終了後、夏休みなどの幼稚園休園日に、預かり保育（※）を実施しています。また、幼稚園に入園されていない0歳から就学前までの幼児やその保護者を対象とした未就園児クラスを実施しています。 ※預かり保育は利用料が必要です。

☺ 一時預かり（一時保育）

保護者のパート勤務や病気等による緊急時、育児疲れのリフレッシュのためなど、家庭において保育を受けることが一時的に困難となったお子さん（生後57日目～小学校就学前）を、保育園および認定こども園で一時的にお預かりしています。

☺ 休日保育

保護者が仕事や病気などのため、日曜や祝日にご家庭でお子さんの保育ができないとき、保育園などでお子さんをお預かりしています。

☺ 病児・病後児保育

病中や病気回復期のお子さんがおられる方で、仕事などの都合で家庭での育児ができない方のために、医療機関に付設された施設で一時的な保育を行っています。

☺ ファミリーサポート事業（地域で支え合う会員制育児支援サービス）

子育ての援助を行いたい人（おまかせさん）が、子育ての援助を受けたい人（おねがいさん）の育児の手助けを有償で行う会員制の育児支援サービスです。会員登録にはファミリーサポートセンターが行う講習会の受講が必要です。

☺ ショートステイ（宿泊を伴う一時預かり）

保護者の方が病気、出産、冠婚葬祭、出張、育児疲れなど、一時的に家庭でお子さん（小学生まで）をみられなくなったときに、児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設などで、宿泊を伴ってお子さんをお預かりします。ご利用は事前の申請が必要です。

☺ トワイライトステイ（17～22時の一時預かり）

保護者の方が仕事で帰宅が夜間になるなど、一時的にお子さん（小学生）をみられなくなったときに、17～22時の間、児童養護施設や母子生活支援施設などでお子さんをお預かりします。ご利用は事前の申請が必要です。

学ぶ・出かける



妊娠出産・子育てに役立つ教室・講座

🏠 親子の健康づくり講座（プレママ・パパ教室）

お母さんお父さんが安心してお子さんを迎えられるように、先輩ママ・パパとの交流や育児・栄養・歯科保健などに関する講習などを実施しています。これからお母さんお父さんになる方同士の交流の場にもなります。

🏠 マタニティクッキング～ふれあいファミリー食セミナープレママ・パパコース～

出産を控えた夫婦を対象とした料理教室（妊娠期の食生活のお話や調理実習など）を開催しています。料理が苦手な方でも大丈夫です。

🏠 わんぱくクッキング～ふれあいファミリー食セミナーわんぱくコース～

就学前のお子さんとその保護者を対象にした料理教室（食材学習や調理実習など）を開催しています。

🏠 京都版ブックスタート事業

親子で絵本に親しみ、絵本を通じて親子のふれあいやつながりを深めるために、4か月児健康診査（p.7）の際に、絵本などがセットになった「読み聞かせスタートパック」をお渡ししています。また、おすすめの絵本情報を掲載したデジタルブック「ねえ、よんで！」も公開しています。

🏠 親子の健康づくり講座

乳幼児期からの生活習慣病対策や、家族や地域ぐるみの健康づくりなどを目的とした講習を実施しています。

🏠 離乳食講習会

各区役所・支所保健福祉センターで開催し、離乳食のいろいろな悩みに管理栄養士がお答えします。オンラインでも開催しています。

はじめての離乳食講習会：生後4～6か月頃のお子さんとその保護者が対象で、離乳食の作り方の実演もあります。

3回食からの離乳食講習会：生後8～12か月頃のお子さんとその保護者が対象です。

ほっこり子育てひろば

(ワークショップ型親支援プログラム)

子育てについて、保護者同士が思いや悩みなどを話し合い交流することで、自ら気づき学ぶとともに、保護者同士のつながりをつくる親支援プログラムです。お住まいの地域の区役所・支所、児童館、保育園(所)、幼稚園、小・中学校、総合支援学校、こどもみらい館で実施しています。



親子で楽しめるイベント・催し

乳幼児親子のつどいの広場

(京都市子育て支援活動いきいきセンター)

子育て中の親子(主に乳幼児を持つ親とその子ども)が気軽に集い、相談や情報交換などが行える交流の場の開設を進めています(現在、市内約40か所)。子育てアドバイザーへの相談や育児にかかわるさまざまなイベントなども行っています。

図書館の子ども向けイベント

京都市図書館全館で、お子さんやお子さんのいるご家庭向けのさまざまなイベントを開催しています。イベントには、赤ちゃん絵本の会・おたのしみ会といった定期的なもののほか、特別なイベントもあります。

保育園・幼稚園の園庭開放

市内にある保育園・幼稚園の園庭を地域の親子のために開放しています。

未就園児親子登園

市内の幼稚園では、就園前のお子さんを対象に、親子で登園して遊ぶ機会を提供しています。同年齢の子どもが集い、先生の話の聞いたり砂場で遊んだりして、在園児と一緒に遊ぶ機会をもっています。また、園行事への参加も呼びかけています。

子ども食堂等の子どもの居場所

NPO法人や地域団体などによる自主的な取組として運営されています。市内の子どもの居場所に関する情報を特設サイトに掲載しているほか、子どもの居場所の立ち上げや運営にかかる相談支援や寄付のコーディネートなどについては、各区の社会福祉協議会へお問い合わせください。

親子で使える施設・スペース

地域子育て支援拠点

乳幼児親子のつどいの広場(p.19)、こどもみらい館(p.20)、児童館(p.20)などの地域子育て支援拠点は、概ね3歳未満のお子さんと保護者の方が気軽に交流できる場で、子育てアドバイザーによる相談や情報提供なども行っています。

児童福祉センター

子どもや子育てに関する相談を受け、専門スタッフにより、必要な調査・助言・指導・判定・治療・訓練などの支援を総合的かつ系統的に行っています。

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館

大型遊具や木のおもちゃなどで遊べる「こども元気ランド」、乳幼児向けの絵本をそろえた「子育て図書館」が人気です。

親子ふれあいサイエンスルーム

京都市青少年科学センターに設置されている「親子ふれあいサイエンスルーム」は、小学校就学前の乳幼児と保護者のみなさんが、科学を体感できる遊具を通して親子でふれあう場です。

京都市子ども保健医療相談・事故防止センター(京あんしんこども館)

子どもの保健医療に関する相談やアドバイスなどを行っています。また、家庭内で起こる誤飲や転落、やけど、溺水事故などの現場を再現した子どもセーフティハウスでは、事故の発生メカニズムと予防対策についての説明や指導もしています。

京都市ひとり親家庭支援センター ゆめあす

ひとり親家庭と寡婦のみなさまの自立と生活のための相談・支援を行う総合センターです。生活・お仕事・法律の相談や、就労に役立つ講習会やセミナーの実施、ひとり親家庭同士の交流・情報交換の場として、楽しい行事や催しを行っています。

児童館

児童館は、18歳未満の児童とその保護者が自由に利用できる施設です。京都市の児童館には、小学校就学前のお子さんが安心して遊べるスペースがあり、お子さんの年齢に応じた各種イベントなども行っています。また、17時からは、主に「中高生の時間」として、中高生への居場所提供等も行っています。

図書館

京都市図書館全館で、お子さん向けの本を集めたコーナーや、さまざまなイベントを開催しています。また、おむつ替えシート、授乳スペース(職員にお声がけください)の設備もあります。

🏡 公園、遊び・交流の場、学び・体験の場など

京都市には公園のほか、子どもが遊び、学び、体験する施設があります。「はぐくもKYOTO」サイトで公園や施設の検索ができます。

🏡 国際交流会館

子育て世代の方々も、子ども連れで楽しく過ごせるよう、1階にキッズスペースを設置しています。また、授乳などができるお部屋も完備しています。

🏡 京都市男女共同参画センター(ウィングス京都)

授乳室、おむつ交換台が使用できます。貸館をご利用される場合は、小児用トイレや給湯設備を備えた保育室を貸し出しています（保育者をおいていただく必要があります）。

※ウィングス京都の主催講座で使用できない場合があります。

🏡 京都コンサートホール

一部公演で託児サービスがあるほか、おむつ交換台も使用できます。

🏡 ロームシアター京都

一部公演で託児サービスがあるほか、授乳室、おむつ交換台も使用できます。また、パークプラザ（ブック&カフェ）、ロームスクエア（憩いの広場）もあります。

🏡 各文化会館

一部公演で託児サービスがあります。東部文化会館、呉竹文化センター、西文化会館ウエスティ、北文化会館、右京ふれあい文化会館の5館があります。

🏡 京都芸術センター

一部公演で託児サービスがあります。多目的トイレにおむつ交換台があります。

🏡 その他会館

京都市勤業館みやこめッセ、京都市醍醐交流会館、ひと・まち交流館 京都では、お子さん向け、親子向けのさまざまな音楽イベントや交流イベントが開催されています。

🏡 キッズフレンドリー施設

京都府では、子育てにやさしい取組を実施している店舗・施設を「キッズフレンドリー施設」として登録しています。登録店舗・施設で「子育て応援パスポート」（サイトまたはカード）を提示すると各店舗独自のサービスを受けることができます。また、市営保育所では、おむつ替えや授乳などを行うスペース「あかちゃんの駅」を設置しています。

相談する



詳しくは
**はぐくも
KYOTO**
Webサイトへ



妊娠出産・ 子育てに関する 相談先

☎ 電話 🕒 相談時間



妊娠や出産・子育てに関すること

【SNS、メール、電話での相談】

SNS等での相談支援事業
～みんなはぐ～



LINEでの相談：24時間受付、原則24時間以内の返信
（土日祝日は除く）
ZOOMでの相談：事前予約が必要

親子のための相談LINE

子育てや親子間の悩みごとなどの相談を受け付けています。

🕒 月～金 10時～20時（土日祝、年末年始は休み）



親と子のこころのほっとライン

子ども・若者自身の悩みもお伺いしています。

🕒 月・水～日 9時～16時30分（火（祝日の場合は翌平日）、年末年始は休み） ☎801-1177

子どもの保健医療相談

🕒 火～日 10時～18時、木 12時～20時 ☎231-8005

電話相談事業「温もりの電話」

（地域女性連合会の相談員による相談）

子ども・若者自身の悩みもお伺いしています。

🕒 月・火・木・金 10時～12時（祝日・8月中旬・年末年始は休み） ☎212-0300

【市の施設】

各区役所・支所子どもはぐくみ室

福祉と保健を融合し、地域福祉・地域保健や子育て支援、健康づくりをはじめとしたさまざまな取組を地域一体となって進めるため、各区役所支所に子どもはぐくみ室を設置しています。子どもたちが健やかに生まれ、育つことを願い、妊娠期から18歳まで、健診、相談、家庭訪問、各種手続等子育てに関するさまざまな支援を切れ目なく行っています。

保育園（所）、子ども医療費、ひとり親家庭への経済的な支援などについては**子育て推進担当**へ、子どもや子育てに関する相談、乳幼児健診などについては**子育て相談担当**へ。

🕒 月～金 9時～17時（土日祝、年末年始は休み）

		🕒 子育て推進担当	🕒 子育て相談担当
北 区		432-1284	432-1454
上 京 区		441-5119	441-2873
左 京 区		702-1114	702-1222
中 京 区		812-2543	812-2598
東 山 区		561-9350	561-9349
山 科 区		592-3247	592-3259
下 京 区		371-7218	371-7219
南 区		681-3281	681-3574
右 京 区		861-1437	861-2179
西 京 区		381-7665	392-5691
洛 西 支 所		332-9195	332-9186
伏 見 区		611-2391	611-1163
深 草 支 所		642-3564	642-3879
醍 醐 支 所		571-6392	571-6748
京 北 出張 所		保健福祉第一担当：852-1815 保健福祉第二担当：852-1816	

京都市児童福祉センター

（京都市児童相談所、京都市発達相談所）

対象：伏見区、南区以外の方

🕒 月～金 8時30分～17時（土日祝、年末年始は休み）
☎950-0748

京都市第二児童福祉センター

（京都市第二児童相談所、発達相談部門）

対象：伏見区、南区の方

🕒 月～金 8時30分～17時（土日祝、年末年始は休み）
☎612-2727

3年連続!

先輩ママ・パパたちから
3年連続選ばれています!

(主催:一般社団法人日本マザーズ協会)
*連続受賞:
2021年度、2022年度、2023年度

JAの子ども共済
学資応援隊

おかしなやつ
ドンパンマン

お子さまの学資金準備に!

ポイント1

貯蓄性と保障がバランスよく備わっていて効率的に資金準備ができます。

無理のない積立てで学資金をしっかりと準備!

ポイント2

お子さまの出生予定日の140日前からご契約できます。 ※出生前加入特則ありの場合

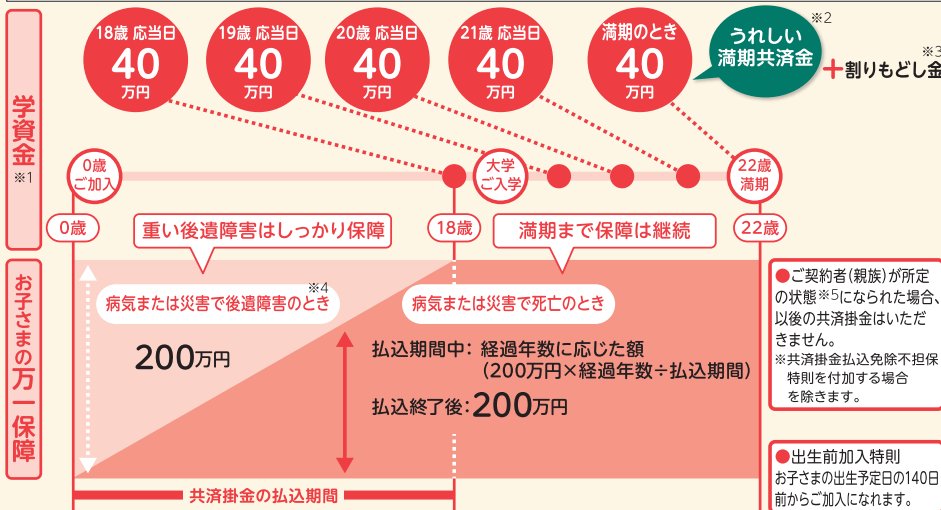
出産後、いそがしいママもパパも安心!

ポイント3

ご契約者がもしもの時、その後の共済掛金はいただきます。 もしもの時に経済面でお子さまの夢を支えます!

※共済掛金払込免除不担保特則ありの場合を除く。
(払込免除要件)契約者の死亡、所定の第1級後遺障害の状態、所定の重度要介護状態、災害による所定の第2級～第4級の後遺障害の状態

ご契約例 子ども共済 お子さま加入年齢:0歳 主契約 ●共済金額:200万円 ●学資金支払開始年齢:18歳 ●タイプ:基本型
学資金型 お父さま加入年齢:30歳 <大学プラン> ●共済期間:22歳満期 ●共済掛金払込終了年齢:18歳 ●共済掛金払込免除不担保特則なし



※1 学資金は18歳、19歳、20歳、21歳の誕生日日以後初めて到来する契約者誕生日にお子さまが生きているときにお受取りになります(お受取りの時期は、お子さまの誕生日ではありません)。 ※2 満期共済金は、22歳の誕生日の前日の属する共済年度の末日にお子さまが生きているときにお受取りになります(お受取りの時期は、お子さまの誕生日ではありません)。 ※3 割りもどし金は、ご契約後3年目から発生し、ご契約中いつでもお引出しになります。ただし、割りもどし金の額は年度ごとに変動し、経済情勢などによっては0となる年度もあります。 ※4 「後遺障害のとき」とは、所定の第1級後遺障害の状態、所定の重度要介護状態のいずれかに該当する場合のことです。 ※5 所定の状態とは、死亡、所定の第1級後遺障害の状態、所定の重度要介護状態または災害による所定の第2級～第4級の後遺障害の状態になられたときをいいます。

JA共済

資料請求はこちらから 検索

<https://shiryo.ja-kyosai.or.jp/kodomo/lp-cp.html>
または <https://www.ja-kyosai.or.jp> からアクセスできます。

JA京都市

ホームページはこちら →

JA京都中央

ホームページはこちら →

京都府 | お近くのJAを探す

WEBサイトはこちら →

●この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」により必ずご確認ください。
●ご加入にあたりましては、お近くのJAへお問い合わせください。●JA共済ホームページアドレス<https://www.ja-kyosai.or.jp> [24269990295]

雛人形・京雛・京人形の
桂甫作 **安藤人形店**

雛人形着付師として黄綬褒章・瑞宝単光章拝受

西陣織を使ってお雛さまを作っている作家、お雛さま作りに
龍村織を初めて使った作家が、あなたのためのお人形を
一つずつ手作りにこだわり、制作いたします。

是非HPをご覧ください

LINE・Zoomでのオンライン対応も可能です LINE ID: fandollshop 友だち追加してください。
〒602-8034 京都市上京区油小路通丸太町上る米屋町273-2 電話:075-231-7466

社会福祉法人 大原野児童福祉会

京都 乙訓地域を拠点に、認定こども園・保育園を運営する社会福祉法人です。

この大原野の地で開園して以来、この恵まれた自然の中で

たくさんの園児さんが巣立っていきました。

今も昔も一人ひとりのお子様の健やかな成長は、親御さんのみならず

社会にとっても大きな願いであることに変わりはありません。

これからも一日一日を大事にしながら

子育てのお手伝いをしていきたいと思っています。



<https://ooharano.com/>

京焼・清水焼の生産地「清水焼団地」アンテナショップ

清水焼の郷会館

清水焼の郷「清水焼団地」は京焼・清水焼の卸問屋、窯元、作家、陶磁器原材料屋、指物師、磚子など“やきもの”に関する社社が軒を連ねる町です。どうぞお越しください。

住所: 京都市山科区川田清水焼団地町 10-2 電話: 075-581-6188
開館時間: 9:00～17:00(平日のみ)
休館日: 土・日・祝・お盆・年末年始

陶芸体験は要予約(3日前まで)

詳しくはHPへ!



**Curiosity,
the gift
all kids have**

Hello!
We are
Seibo
International
Preschool

9:00から17:00まで**英語**で保育をする
認可外保育園です。

京都聖母学院小学校
香里ヌヴェール学院小学校への
内部特別優遇制度があります。

2026年度
入園児募集中!
資料請求
見学予約は
こちら



聖母インターナショナルプリスクール
Seibo International Preschool
☎ 075-641-0533 ✉ sip@seibo.ed.jp
歩 京阪藤森駅より徒歩8分

平和の天使を育む

京都聖母学院小学校

★小学校はこの校舎!



個性豊かな
ネイティブ講師たち



親の
あじのり



みんな仲良し!

京都聖母を知る5つのキーワード

- 1 2つのコース
(総合フロンティアコース・国際コース)
- 2 英語教育
- 3 国際人育成
- 4 プレゼンテーション
- 5 安心・安全の
登校班・学童・アフタースクール



京都聖母学院小学校
〒612-0878 京都市伏見区深草田谷町1 TEL:075-645-8102
京阪電車「藤森」駅から徒歩3分

＼入試イベントや公開行事でお待ちしております。ホームページ等で情報発信中!／







**園児
募集**



**生徒
募集**

生きる力を育む♪

リズムメロディ保育園

リズムメロディ保育園でお預かりする、0歳児、1歳児、2歳児の小さな子どもたちは発達や精神安定の面から、小規模での「保護的保育」が適していると考えています。園でも家庭と同じように大人との愛着関係が形成されるよう、保護的な環境づくりに取り組み、子どもたちが安心できる環境の中で「0歳からの乳幼児音楽教育」を行う施設として、色々なプログラムを保育の中に設定しています。







リズムメロディ音楽院

0歳から大人まで学べる音楽教室♪

リズムメロディリトミック教室



Rhythmic class
坂本 千鶴子
Chizuko Sakamoto ほか

音楽を遊びながら始め、体感や音感を覚えていけるよう、楽しく指導します♪
これからピアノやヴァイオリンを習いたい子ども達が、スムーズにレッスンに移行できるよう指導します♪

親子リトミッククラス
対象：0～3歳
指導時間：30分
月額料金：税込11,000円 3回

リトミックソルフェージュ
対象：4～6歳
指導時間：30分
月額料金：税込11,000円 3回

音楽教室



Vocal lesson
栗原 未和
Miwa Kurihara ほか

初級クラス
指導時間：30分
月額料金：税込8,800円～ 2回～

ピアノ教室



Piano lesson
清家 果依
Kai Seike ほか

中級クラス
指導時間：45分
月額料金：税込13,200円～ 2回～

ヴァイオリン教室



Violin lesson
太田 かなえ
Kanae Ohta ほか

上級クラス
指導時間：60分
月額料金：税込16,500円～ 2回～

リズムメロディ保育園

E-mail : info@r-melody.ed.jp

TEL:075-352-2333

リズムメロディ音楽院

E-mail : info@r-melodie.com

TEL:075-352-2333

お問い合わせ



お問い合わせ



28

あ

●育児支援ヘルパー派遣事業 8

●一時預かり（一時保育） 17

●親子の健康づくり講座 18

●親子の健康づくり講座（プレママ・パパ教室） 18

●親子ふれあいサイエンスルーム 20

か

●学童クラブ 16

●各文化会館 21

●企業主導型保育の利用について 16

●キッズフレンドリー施設 21

●休日保育 17

●京都安心すまい応援金 10

●京都芸術センター 21

●京都コンサートホール 21

●京都版ブックスタート事業 18

●結核児童療育給付 13

●公園、遊び・交流の場、学び・体験の場など 21

●高等職業訓練促進給付金 11

●国際交流会館 21

●国民健康保険の加入 5

●子育て応援ギフト 10

●京都市子育て支援総合センターこどもみらい館 20

●子育てのための施設等利用給付認定（新1号・新2号・新3号） 14

●子ども医療費支給制度 10

●子ども食堂等の子どもの居場所 19

●こども誰でも通園制度 16

●子どものための教育・保育給付認定（1号・2号・3号） 14

●京都市子ども保健医療相談・事故防止センター（京あんしんこども館） 20

●こんにちはプレママ事業（妊婦訪問） 8

さ

●里帰り出産等に伴う妊産婦健康診査の費用助成（償還払い） 6

●JR通勤定期乗車券割引制度 11

●市営住宅入居者公募（子育て世帯優先住宅） 10

●時間外保育 17

●児童館 20

●児童手当 10

●児童発達支援 13

●児童福祉センター 20

●児童扶養手当 11

●就学援助制度 10

●出産育児一時金 9

●出産応援ギフト 9

●出産前後の国民健康保険料免除 5

●出産前後の国民年金保険料免除 5

●出生通知書 5

●出生届 5

●障害児福祉手当 12

●障害児保育 16

●小児慢性特定疾病医療費の助成 13

●ショートステイ（宿泊を伴う一時預かり） 17

●自立支援医療（育成医療） 12

●自立支援医療（精神通院医療） 12

●自立支援教育訓練給付金 11

●市立幼稚園での預かり保育など 17

●新生児聴覚検査の費用助成 6

●新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業） 8

●スマイルママ・ホッと事業（産後ケア事業） 8

●成人・妊婦歯科相談（口腔機能相談） 6

●先天性代謝異常等検査 6

●総合育成支援教育就学奨励費 13

●その他会館 21

た

●第三子以降等産前産後ヘルパー派遣事業 8

●多子世帯・ひとり親世帯・障害児（者）のいる世帯の保育料軽減 14

●京都市男女共同参画センター（ウィングス京都） 21

●地域学童クラブ事業 16

●地域型保育（小規模保育、家庭的保育等）の利用について 15

●地域子育て支援拠点 20

●定期予防接種 7

●特定医療費（指定難病）の助成 13

●特別児童扶養手当 12

●図書館 20

●図書館の子ども向けイベント 19

●トワイライトステイ（17～22時の一時預かり） 17

な

●難聴児補聴器助成事業 13

●日常生活用具の給付 13

●入院助産制度 9

●乳幼児親子のつどいの広場（京都市子育て支援活動いきいきセンター） 19

●乳幼児健康診査 7

●乳幼児歯科相談 7

●任意予防接種 7

●認可外保育施設の利用について 15

●認可保育園の利用について 15

●妊産婦健康診査 6

●妊娠高血圧症候群等対策 6

●妊娠の届出・母子健康手帳の交付 5

●認定こども園の利用について 15

は

●ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 11

●ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 11

●京都市ひとり親家庭支援センター ゆめあす 20

●ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業 12

●ひとり親家庭等医療費助成 11

●ひとり親家庭等日常生活支援事業 12

●ひとり親家庭の市営住宅優先入居 12

●病児・病後児保育 17

●ファミリーサポート事業（地域で支え合う会員制育児支援サービス） 17

●不育症検査費用助成事業（先進医療に限る） 9

●不育症治療費助成制度 9

●フツ化物歯面塗布事業 7

●不妊治療費助成制度（一般不妊治療費等助成事業） 9

●保育園・幼稚園の園庭開放 13

●放課後等デイサービス 19

●放課後ほっと広場（学童クラブ機能）事業 16

●放課後まなび教室 16

●母子父子寡婦福祉資金 11

●補装具費の支給（購入、借受け、修理） 13

●ほっこり子育てひろば（ワークショップ型親支援プログラム） 19

ま

●マイ保育園・こども園、マイ幼稚園事業 16

●マタニティクッキング～ふれあいファミリー食セミナープレママ・パパコース～ 18

●マタニティマーク 5

●未就園児親子登園 19

●未熟児養育医療の給付 12

●未熟児養育指導 8

や

●夜間保育 16

●幼児教育・保育施設の保育料 14

●幼児教育・保育の無償化 14

●幼稚園の利用について 15

ら

●離乳食講習会 18

●ロームシアター京都 21

わ

●若者・子育て応援住宅（愛称「こと×こと」） 10

●わんぱくクッキング～ふれあいファミリー食セミナーわんぱくコース～ 18

妊娠出産・子育てに関する病院と救急連絡先

まずは最寄りのかかりつけ医へご相談ください。

妊婦さん・お子さんの救急の時は

救急の電話相談窓口（＃7119）

京都市では、京都府および府内消防本部と共同で、救急の電話相談窓口「救急安心センターきょうと（＃7119）」を運用しています。

電話：＃7119（携帯電話・スマートフォンやプッシュ回線（笠置町・南山城村等を除く）

電話：0570-00-7119（ダイヤル回線・IP電話）

受付時間：365日 24時間

お子さんの救急の時は

小児救急電話相談（＃8000）

京都府では、看護師または小児科医師が電話相談に対応する小児救急電話相談事業を実施しています。夜間・休日・早朝など病院の開いていない時間帯に、急病や怪我などで子どものことが心配になった場合には、お気軽にご相談ください。

電話：＃8000（プッシュホン回線・携帯電話・公衆電話）

電話：661-5596（ダイヤル回線・IP電話）

受付時間：月～金・日、祝日 19時～翌8時／土（祝日・年末年始は除く） 15時～翌8時

お気軽に
ご利用ください!

遊びも! | 相談も! | 交流も!

京都市には 子育てサポート拠点がたくさん

約180か所!



こどもみらい館

大型遊具や木のおもちゃなどで遊べ、保育士に相談もできる「こども元気ランド」や、乳幼児向けの絵本をそろえた「子育て図書館」が人気です。



児童館

遊具で遊んだり、図書室で本を読んだり、児童厚生員とおしゃべりしたり。遊びやイベントなどを通じて子どもたちの成長を支えます。



乳幼児親子のつどいの広場

(子育て支援活動いきいきセンター)

乳幼児親子が気軽に集まれて、交流や情報交換ができる場所。子育てアドバイザーへの育児相談やイベントも開催しています。



京都はぐくみアプリ by

妊娠から出産 子育てまでをサポート!



妊娠中の記録を
グラフ管理

予防接種の
スケジュール管理

月齢・年齢ごとの
大切な情報をお知らせ

京都はぐくみアプリの利用は「母子モ」のダウンロードから!



Google Play
で手に入れよう



App Store
からダウンロード



Google Playおよび Google Play ロゴは Google LLC の商標です。
Apple および Apple ロゴは米国その他の国で登録された Apple Inc. の商標です。
App Store は Apple Inc. のサービスです。

